

第22号議案

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第32条の2ただし書中「ただし、刑の」の次に「全部の」を加え、「言い渡し」を「言渡し」に、「、これを停止しない」を「これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降はこれを停止しない」に改め、同条後段中「その言い渡しを」を「これらの言渡しを猶予の期間中に」に改める。

第41条第1項ただし書中「ただし、刑の」の次に「全部の」を加え、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降はこれを停止しない」に改め、同項後段中「その言渡しを取消された」を「これらの言渡しを猶予の期間中に取り消された」に改める。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。